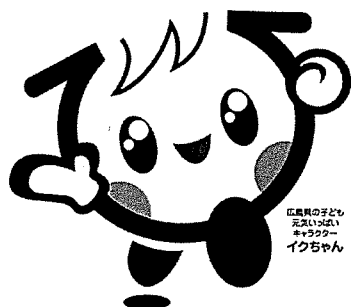


令和元年度
事業概要



広島県西部厚生環境事務所呉支所
広島県西部保健所呉支所

目 次

[第1部] 概 況

1 管内の概況	1
2 管内図	2
3 行政組織・業務の内容	3
(1) 組織構成図	
(2) 沿革	
4 市町別主要指標	5
5 常設の相談等の実施計画	5
6 管内の状況一覧	6

[第2部] 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策	8
(1) 保健・医療・福祉対策	
(2) 人材の確保及び育成・資質の向上	
2 がん対策	8
3 身体障害者福祉対策	8
4 母子・父子・寡婦福祉対策	8
5 医療対策	8
(1) 呉地域保健医療計画の検討	
(2) 地域医療構想の推進	
(3) 医療施設対策	
(4) 救急医療対策	
6 地域支援対策（地域包括ケアの推進）	9
7 災害対策	9
8 健康増進・栄養改善対策	9

(1) 健康増進	
(2) 栄養改善	
9 健康被害に関する対策	11
10 感染症対策	11
(1) 感染症対策	
(2) 結核対策	
(3) エイズ予防対策	
(4) 梅毒対策	
(5) 肝炎対策	
11 精神保健福祉対策	12
(1) 医療対策	
(2) 精神保健対策の推進	
(3) 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援	
12 難病対策等	13
(1) 指定難病患者及び小児慢性特定疾病の医療費助成事業	
(2) 難病相談事業	
(3) 重症難病患者地域支援事業	
13 母子保健対策	13
(1) 心身障害児支援	
(2) 不妊治療支援事業	
(3) 不妊検査費助成事業	
14 食品衛生対策	14
(1) 監視指導	
(2) 食中毒予防対策	
15 生活衛生対策	14
16 薬事対策	15
(1) 医薬品等対策	
(2) 毒物・劇物対策	
(3) 麻薬・向精神薬・覚せい剤・大麻・けし対策	
(4) 献血の推進	
17 環境保全対策	16
(1) 大気汚染防止対策	
(2) フロン対策	

- (3) 水質汚濁防止対策
- (4) 化学物質対策
- (5) 地球温暖化対策
- (6) 環境教育・学習の推進

1.8 廃棄物対策 17

- (1) 産業廃棄物対策
- (2) PCB対策
- (3) 自動車リサイクル対策

[第3部] 資 料

地域保健福祉対策 19~20

- (1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況
- (2) 衛生教育の実施状況
- (3) 市町指導の状況
- (4) 圏域地域保健対策協議会の状況

高齢者保健福祉対策 21

- (1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）

身体障害者等福祉対策 21

【ろうあ者専門相談員の相談指導状況】

児童・母子・父子・寡婦福祉対策 22

- (1) 母子福祉資金の貸付状況
- (2) 父子福祉資金の貸付状況
- (3) 寡婦福祉資金の貸付状況

医療対策 23

- (1) 病院・診療所の状況
- (2) 立入検査及び使用許可件数

健康増進・栄養改善対策等 24~26

- (1) 給食施設等の指導状況
 - ア 施設数及び指導状況
 - イ 施設別指導状況
- (2) 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示の相談
 - ・指導状況
 - ア 相談状況
 - イ 指導状況（違反事例）

- (3) 健康増進事業実施状況
 - ア 健康診査
 - イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導）
- (4) 健康生活応援店の状況
- (5) 食育圏域連絡会議開催状況

感染症対策 27~32

- (1) 感染症発生状況
- (2) 結核の状況
 - ア 結核患者登録状況
 - イ 結核患者新規登録状況
 - ウ 年齢階級別新規登録患者数
 - エ 結核健康診断の実施状況
 - オ 市町別家庭訪問指導状況
- (3) 感染症発生に伴う指導状況
- (4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況
- (5) エイズ相談及び HIV 抗体検査の状況
- (6) 健康教育実施状況
- (7) 肝炎相談件数，肝炎ウイルス検査の実施状況，肝炎治療受給者証の交付状況及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者症の交付状況
 - ア 肝炎相談件数
 - イ 肝炎ウイルス検査実施状況
 - ウ 肝炎治療受給者証交付状況

歯科保健対策 33

- (1) 訪問指導等の状況
- (2) 相談事業の状況
- (3) 市町指導・支援の状況

精神保健福祉対策 34~38

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況
- (3) 組織育成支援状況
- (4) 相談指導実施状況
- (5) 家庭訪問指導状況
- (6) 個別事例検討会
 - ア 措置入院者の退院支援に関する事例検討会
 - イ 精神科病院入院者（措置以外）の退院支援に関する事例検討会
 - ウ その他事例検討会
- (7) 普及啓発・人材養成実施状況
 - ア 自殺対策
 - イ その他の精神保健福祉対策

難病対策等	39～51
(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	
(4) 長期療養児療育相談の実施状況	
ア 訪問指導等の状況	
イ 相談事業の状況	
(5) 相談事業の実施状況	
(6) 電話相談及び面接相談等の状況	
(7) 家庭訪問指導の状況	
ア 指定難病	
イ 小児慢性特定難病	
(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況	
(9) 在宅療養支援計画策定・評議会議の開催状況	
(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況	
ア 相談開催回数	
イ 対象者	
ウ 連絡協議会等開催状況	
(11) アスベスト相談状況	
ア 相談件数（実受付件数）	
イ 相談内容	
(12) 森永ひ素ミルク患者対策	
ア 相談等状況件数	
イ 連絡会議等開催状況	
母子保健対策	52
(1) 不妊治療助成の申請状況	
(2) 不妊検査・一般不妊治療費の申請状況	
(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	
食品衛生対策	53～58
(1) 施設数の状況	
ア 許可を要する施設数	
イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）	
ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）	
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	
(3) 食品衛生監視指導状況	
ア 許可を要する施設に対する監視指導状況	
イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）	
ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）	
(4) 食品収去検査状況	

(5) 集団食中毒発生状況

生活衛生対策等	59
【狂犬病予防業務の状況】	
薬事対策	60～62
(1) 薬事監視指導状況	
(2) 毒劇物監視指導状況	
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	
(4) 医薬品収去検査状況	
(5) 献血状況	
環境保全対策	63～66
(1) 公害関係特定施設の状況	
(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況	
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	
(4) 公害苦情事案の取扱状況	
(5) 水質事故事案の取扱状況	
(6) 大気汚染測定項目（常設）一覧表 ＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞	
(7) 環境調査の実施状況	
廃棄物対策	67～70
(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	
(6) 産業廃棄物に係る協議等	
その他の資料	71
【管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧】	

[第1部] 概 況

1 管内の概況

(1) 所管区域

呉市及び江田島市の2市を所管している。

(2) 位置、地勢

管内は、「沿岸部」地域と江田島、能美島、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島などの「島嶼部」地域からなり、面積は約 454km²、人口は約 25 万人である。

気候は瀬戸内海気候独特の温暖少雨で、連なる島々と海、山の風光明媚な自然環境に恵まれている。

(3) 交通基盤

道路は、国道31号・国道185号が東西に横断し、国道375号・国道487号が南北に縦断して道路網の骨格を形成している。このほか、高速道路網として広島呉道路(クリアライン)があり、さらに、平成27年3月15日に、東広島・呉道路が全線供用開始された。

平成20年11月18日に上蒲刈島(呉市蒲刈町)と豊島(呉市豊浜町)を繋ぐ豊島大橋(愛称:アビ大橋)が開通したことにより、本土から岡村島(愛媛県今治市)までの芸予諸島を結ぶ7つの橋が全て完成し、呉市全域が陸路で結ばれている。

また、平成25年3月27日には、音戸大橋の交通渋滞の緩和、円滑な緊急活動や災害時の緊急輸送道路の確保を目的として、第2音戸大橋が供用開始された。

鉄道は、JR 呉線電車が広島～三原間に運行され、通勤・通学の重要な交通手段となっている。広島～呉間には快速便が運行されている。

航路は、フェリー、旅客船等が、呉市の呉港から四国(松山観光港)、江田島などを結ぶ航路、豊町の大長・小長港から大崎上島・竹原を結ぶ航路、江能の各港から広島港を結ぶ航路などで運行されている。

(4) 産 業

呉市臨海部に造船・鉄鋼とその関連産業が多く集積しているほか、半導体切断やサルベージ、火薬、精密測定などの分野で世界的な技術力を誇る企業や筆づくりなどの地場産業の企業も立地している。

島嶼部では、農水産業のウエイトが高く、「大長みかん」をはじめとした柑橘類、きく、バラなどの花き類、きゅうり、トマト、ねぎなどの野菜類が、特産品として生産されている。また、水産業では、当管内の生産量が県全体の5割近くを占め、広島かきの養殖やマダイ、タチウオなどの漁獲量が多い。

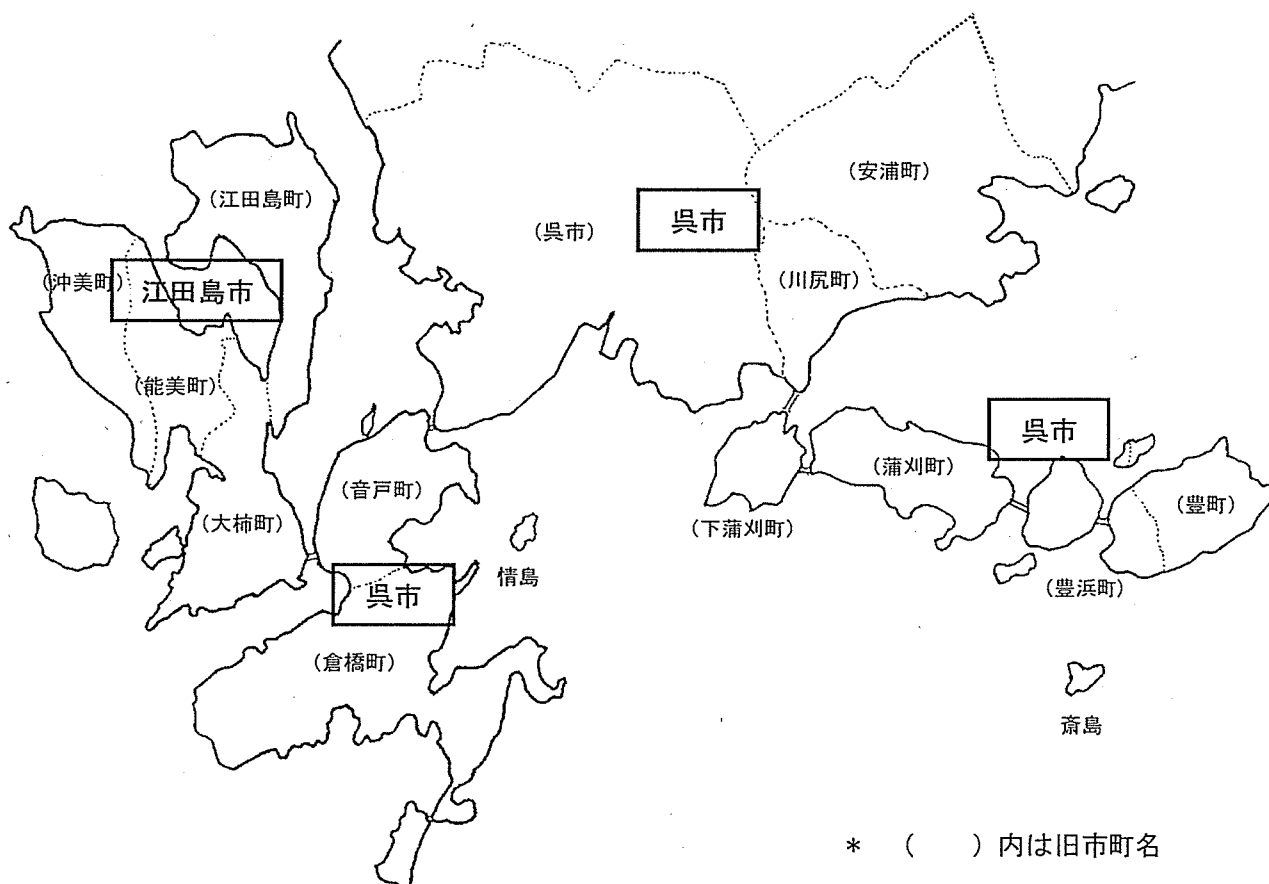
(5) 指定地域の状況

区 分	過疎地域	半島振興 対策地域	離島振興 対策地域
呉 市	△	△	△
江田島市	○	○	△

※ 「△」印は、一部指定です。

2 広島県西部厚生環境事務所・西部保健所呉支所

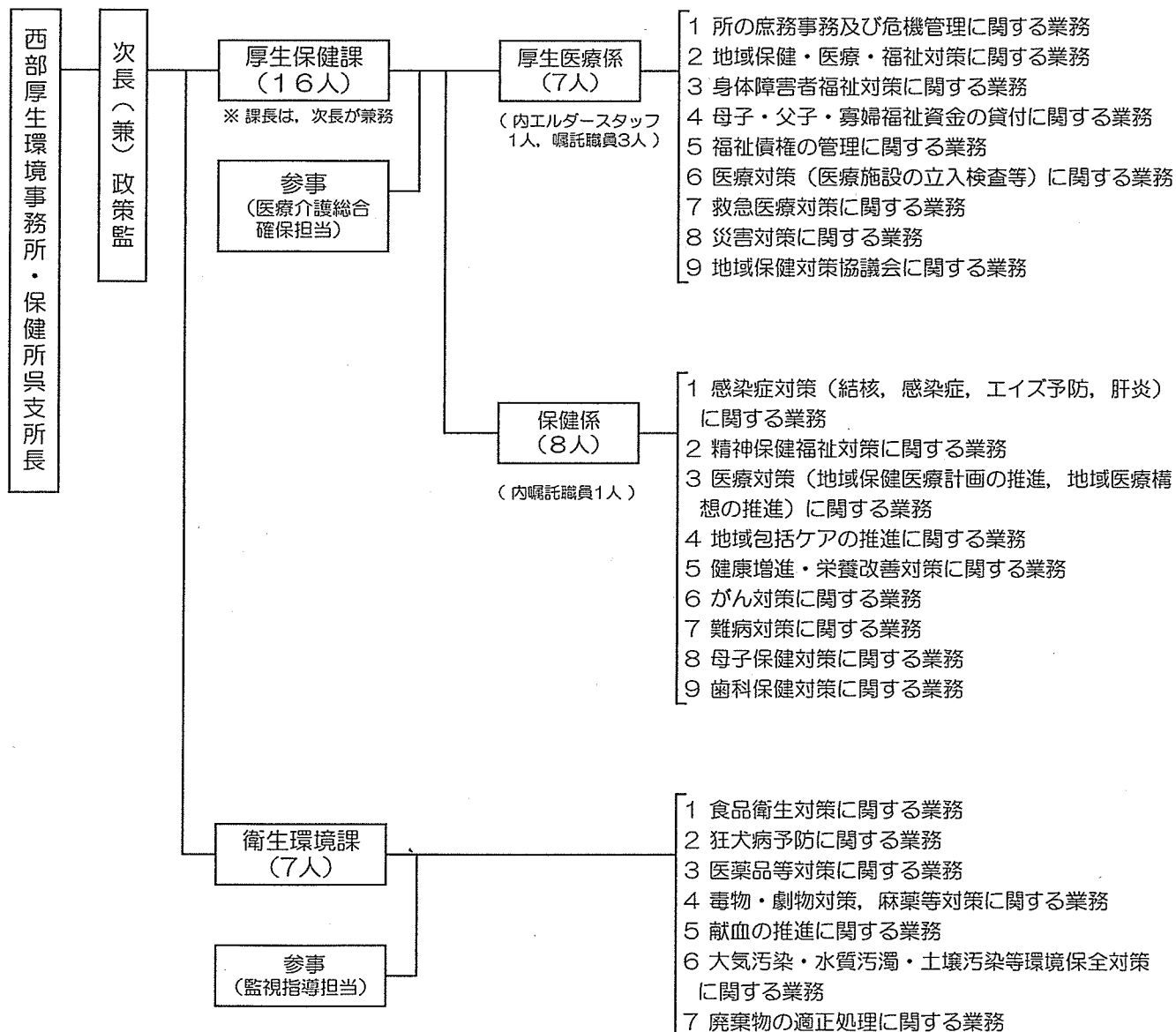
【管内図】



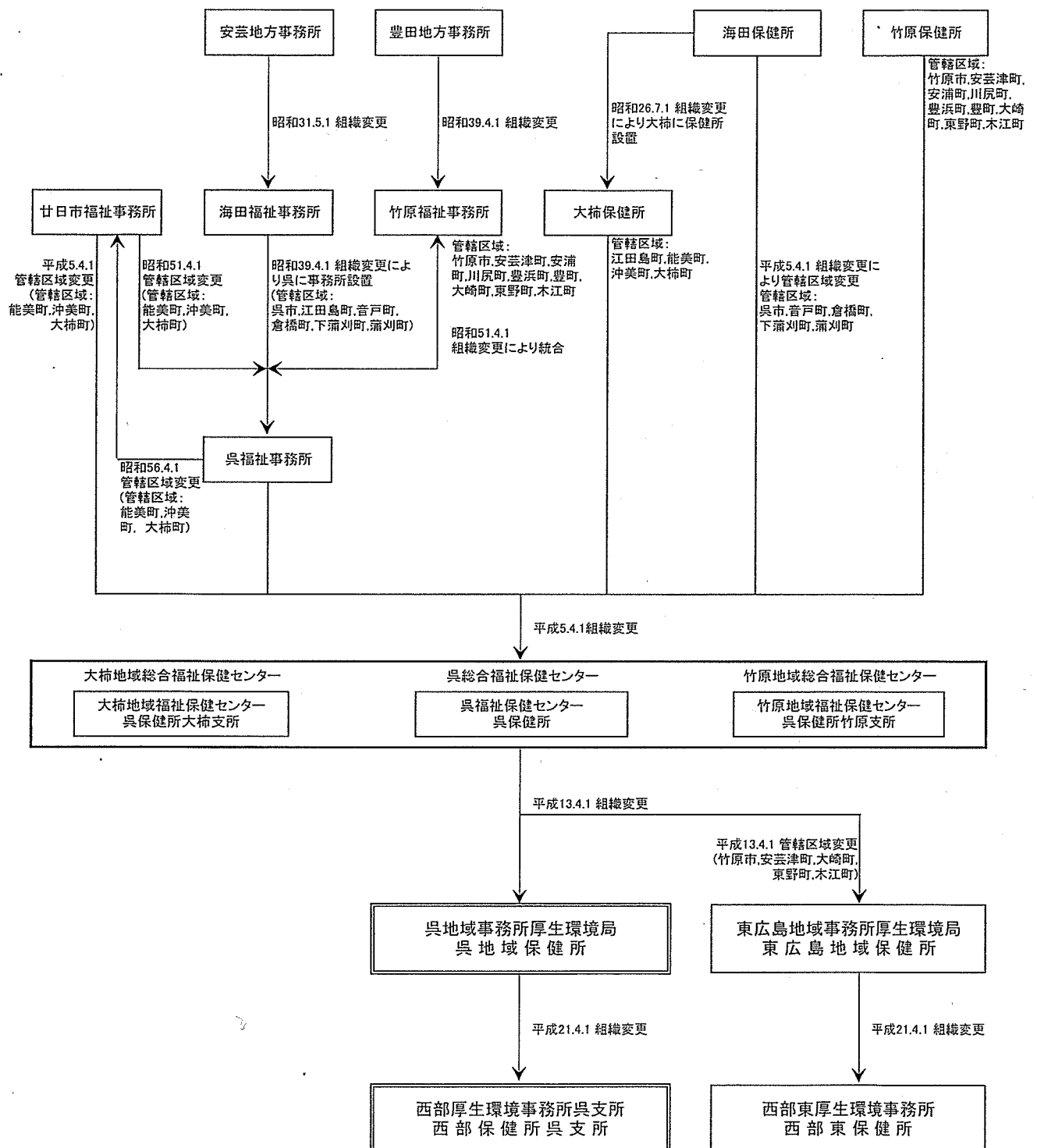
3 行政組織・業務の内容

(1) 組織構成図

(平成31年4月1日現在)



(2) 沿 革



市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市						
面 積 (K m ²)	453.52	352.81	100.71						
世 帯 数	120,066	108,139	11,927						
総 人 口	244,361	221,573	22,788						
0～4歳	7,811 (3.2)	7,239 (3.3)	572 (2.5)						
5～9歳	9,156 (3.7)	8,546 (3.9)	610 (2.7)						
10～14歳	9,428 (3.9)	8,759 (4.0)	669 (2.9)						
15～19歳	10,716 (4.4)	9,999 (4.5)	717 (3.1)						
20～24歳	11,176 (4.6)	10,300 (4.6)	876 (3.8)						
25～29歳	10,222 (4.2)	9,461 (4.3)	761 (3.3)						
30～34歳	10,684 (4.4)	9,754 (4.4)	930 (4.1)						
35～39歳	11,994 (4.9)	10,978 (5.0)	1,016 (4.5)						
40～44歳	15,082 (6.2)	13,923 (6.3)	1,159 (5.1)						
45～49歳	17,140 (7.0)	15,826 (7.1)	1,314 (5.8)						
50～54歳	14,522 (5.9)	13,344 (6.0)	1,178 (5.2)						
55～59歳	13,879 (5.7)	12,604 (5.7)	1,275 (5.6)						
60～64歳	14,646 (6.0)	13,032 (5.9)	1,614 (7.1)						
65～69歳	19,791 (8.1)	17,525 (7.9)	2,266 (9.9)						
70～74歳	21,033 (8.6)	18,734 (8.5)	2,299 (10.1)						
75～79歳	17,571 (7.2)	15,673 (7.1)	1,898 (8.3)						
80歳以上	29,510 (12.1)	25,876 (11.7)	3,634 (15.9)						
人 口 密 度	538.8	628.0	226.3						
高 齢 化 率	36.0%	35.1%	44.3%						

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 総数は呉市の値を含む。

(注3) 面 積…「平成30年度全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

(注4) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」(総務省)〔平成31年1月1日現在〕(日本人住民)

(注5) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注6) 人口密度…総人口/面積

常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
精 神 保 健 福 祉	精 神 保 健 福 祉 相 談	毎月第2金曜日	13：30～15：00	大柿市民センター	前日までの予約制
エ イ ズ 等 対 策	HIV抗原抗体検査・梅毒抗体検査及び相談	毎月第3火曜日	9：00～11：00 (6月は9：00～15：00)	西部保健所 呉支所	前日までの予約制
肝 炎 対 策	肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	毎月第3火曜日	9：00～11：00	西部保健所 呉支所	毎月第2木曜日までの予約制

管内の状況 一覧

(※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(平成31年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市						備 考
(※)保 育 所 公 立	-								
(※) 私 立	-								
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-								
(※)児 童 館	-								
(※)児 童 遊 園	-								
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-								
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	9	8	1						
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	283	249	34						
病 院	30	26	4						
病 院 病 床 数	4,608	4,268	340						
一 般 診 療 所	252	234	18						
歯 科 診 療 所	155	144	11						
助 産 所	-	-	0						
施 術 所	-	-	0						
衛 生 検 査 所	-	-	0						
給 食 施 設 数	15		15						
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	493	-	493						
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	474	-	474						
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	195	-	195						
犬 の 登 録 頭 数	899	-	899						
(※)水 道 用 水 供 給 水 道	-								
(※)上 水 道	-								
(※)簡 易 水 道	-								
(※)専 用 水 道	-								
薬 局 (既 存 薬 局 を 含 む。)	10	-	10						
店 舗 販 売 業	8	-	8						
卸 売 販 売 業	-	-	0						
既 存 薬 種 商 等	-	-	0						
特 例 販 売 業	7	-	7						
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	4	-	4						
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	72	-	72						

管内の状況 一覧

(※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(平成31年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市						備 考
麻 薬 取 扱 者	776	738	38						
(※) 温 泉 利 用 施 設	-								
ば い 煙 発 生 施 設	58	-	58						
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	-	-	0						
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	-	-	0						
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	50	-	50						
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-	-	0						
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	34	-	34						
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	1	-	1						
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	114	-	114						
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	17	17	0						
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	11	-	11						
汚 染 土 壌 処 理 業	1	-	1						
(※) ご み 処 理 施 設 焼 却 施 設	-								
(※) R D F 施 設	-								
(※) 資 源 化 施 設 (RDF 施 設 を 除 く)	-								
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-								
(※) し 尿 処 理 施 設	-								
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	29	-	29						
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	9	-	9						
うち優良認定	-	-	0						
中間処理施設	12	-	12						
最終処分場	4	-	4						
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	12	-	12						
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-	-	0						
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	10	-	10						
自動車リサイクル 引取業者	3	-	3						
フロン類回収業者	1	-	1						
解体業者	-	-	0						
破砕業者	-	-	0						

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

[第2部] 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

(1) 保健・医療・福祉対策

呉地域保健対策協議会において、地域の保健・医療・福祉の現状、課題、施策等について、行政・保健・医療・福祉関係者が一体となって協議、調査、研究を進め、相互の共通理解・連携の強化を図るとともに、必要な事業を実施し、当地域の保健・医療・福祉活動の充実に努める。

(2) 人材の確保及び育成・資質の向上

保健師、管理栄養士等の人材の確保及び育成のため、実習する学生を受け入れ、指導等を行う。

2 がん対策

「がん対策日本一」の実現に向け、がんによる死亡率の低下に直結する、禁煙や受動喫煙防止の取り組みを推進する。健康増進法の一部を改正する法律により、令和2年(2020年)4月1日から飲食店は原則屋内禁煙になるため、飲食店の事業者に対しリーフレット等による周知を行い、受動喫煙防止対策を図る。

3 身体障害者福祉対策

ろうあ者専門相談員を設置し、ろうあ者の相談に応じている。

4 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子家庭及び寡婦の経済的な自立の助成と、生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付けを行っている。

呉支所の平成30年度の貸付件数・金額は、母子福祉資金 2件888千円、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の申請は無く、合計 2件888千円の貸付けを行った。

父子福祉資金は、平成26年10月から制度が創設され、貸付実績は平成27年4月から発生している。

【母子・父子・寡婦福祉資金の貸付実績】

(単位:件,千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
貸付件数	2	5	6
貸付金額	888	1,814	2,490

※呉市の中核市移行により、平成28年度から呉市の居住者は呉市に申請。

5 医療対策

(1) 呉地域保健医療計画の推進

呉地域保健医療計画に掲げた「5疾病・5事業及び在宅医療」や、地域で特に対策が必要とされる保健医療の提供体制の推進のため、呉地域対策協議会の専門委員会等において、その進捗状況を把握・評価するとともに、地域固有の課題解決に向け、改善策を検討する。

特にがん対策、救急医療対策及び在宅医療の3項目については、重点的に課題解決の検討や情報共有などに努めていく。

(2) 地域医療構想の推進

平成28年3月に策定された広島県地域医療構想について、地域の関係者からなる協議の場である呉地域医療構想調整会議及び病床を有する医療機関で構成する病床部会を開催し、構想を推進する。

(3) 医療施設対策

医療施設における適正な医療を確保するため、病院及び診療所を対象に医療法第25条による立入検査を実施し、医療従事者の確保、構造設備及び管理体制等について指導を行う。

【医療施設立入検査の実施状況】

(単位:施設)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
病 院	4	4	4
有床診療所	1	1	-
人工透析実施施設	-	-	1
無床診療所	4(内, 歯科1)	4(内, 歯科1)	2(内, 歯科1)
計	9	9	7

(4) 救急医療対策

ア 救急医療の連携強化等

救急医療機関、消防、行政などの連携強化等を図るため、呉地域保健対策協議会の救急医療専門委員会において、救急医療体制の現状を把握するとともに改善策等を協議する。

イ 初期救急医療体制

比較的症状の軽い患者で外来診療によって対応する医療については、次表のとおり、「休日夜間急患センター」「小児初期救急センター」「在宅当番医制」「口腔保健センター」によって実施されている。

【呉圏域における初期救急医療体制】

区 分	夜 間	休日・祝日の昼間
内科・ 小児科 等	○呉市医師会内科夜間救急センター (平日のみ) 19:30~23:00 ○呉市医師会小児夜間救急センター (毎日) 19:00~23:00	○呉市医師会休日急患センター 内科・小児科・外科 9:00~18:00 ○在宅当番医 (呉市医師会, 安芸地区医師会, 佐伯 地区医師会)
歯科	—	○呉市歯科医師会呉口腔保健センター 9:00~15:00

ウ 二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症患者に対応する医療機関として、「病院群輪番制」を基本に、救急告示医療機関も含め、体制が確保されている。

○ 病院群輪番制病院として、3病院(中国労災病院, 呉共済病院, 済生会呉病院)が整備されている。この3病院と呉医療センターを加えた4病院が、毎月、「二次救急医療体制(診療科目別)」を組むことにより、協力・連携して救急医療を行っている。

なお、小児科及び産婦人科については、周産期母子医療センターである呉医療センターと中国労災病院が、1日ごとの輪番で対応している。

○ 救急告示医療機関として、9病院・1診療所が救急搬送患者を受け入れている。

エ 三次救急医療体制

二次救急医療機関では対応に困難な複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対応する医療機関は、呉医療センターに救命救急センターが整備されている。また、中国労災病院、呉共済病院においても三次救急が必要な患者の受入が行われている。平成25年5月から広島県ドクターヘリが運航を開始し、病院への搬送時間の短縮が図られ、特に島嶼部における効果は大きく、管内

においても有効に活用されている。

【広島県ドクターヘリの利用実績】(出動件数)

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
江田島市	40	43	40
呉 市	21	11	20

※江田島市は平成 26 年 10 月にドクターヘリ簡易ヘリポート10か所を整備

6 地域支援対策（地域包括ケアの推進）

市町が取り組む地域包括ケアシステムの強化に向け、広島県地域包括ケア・高齢者支援課、広島県地域包括ケア推進センターとともに、呉市・江田島市への支援、助言を行う。

また、呉市・江田島市における在宅医療・介護連携推進事業の実施を支援するとともに、広域的な対応については呉地域保健対策協議会の専門委員会での協議・検討する。

7 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また災害が発生した場合は、被害状況を調査の上、健康福祉総務課と必要に応じて関係課へ報告する。さらに災害救助法が適用された場合は、市が受託している災害救助活動及び防疫活動に対し技術的な助言等を行う。

8 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康増進

ア 生活習慣病予防対策

呉地域保健対策協議会「健康ひろしま21呉圏域計画推進会議」において、健康ひろしま21の総括目標である「健康寿命の延伸」を図るため、①呉圏域計画の推進管理等実態把握・事業の評価、②重点課題解決に向けての取組方針、具体的事業の検討、③情報交換等を行い、地域保健と職域保健等の連携により、県民のQOLの向上を推進する。

地域保健と職域保健等の連携により、昨年度に引き続き、栄養・食生活（減塩）、運動習慣、受動喫煙対策に関する普及啓発を重点的に取り組む。

イ 食育推進事業

第3次広島県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する普及啓発を行う。今年度は、6月食育月間及び広島県10月19日を「ひろしま食育の日」を含む月間に、食に関するのぼりの掲示、チラシの配布、フードモデルの展示、食堂でのメニュー提供を行い、普及啓発を行う。

「食育推進呉圏域連絡会議」を開催し、呉圏域間の食育のネットワーク化、圏域及び市の食育推進計画を推進するため、行政栄養士が具体的に取り組んでいる事業や技術等について情報交換を行う。

ウ 歯科保健対策

住民に対して県が実施する歯と口の健康週間や、はつらつ家族表彰等を通じて歯科保健の普及啓発を行う。

また、市が実施する歯科保健事業を支援するとともに、歯科衛生連絡協議会等関係機関と連携して、地域における歯科保健活動の充実に努める。

エ 健康生活応援店推進事業

減塩ポスターの掲示協力等の塩分控えめの習慣付けを応援する店舗、県市の健康づくりに関する情報発信に協力する店舗等を県民の健康づくりの実践の支援等を行う店舗「健康生活応援店」として認証し、県民への周知に努め健康定期的な生活の推進と健康に配慮した

環境整備を図る。

オ アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患を有する患者の不安の解消や生活支援を行うため、生活や食事に関する相談及び情報提供を行う。

(2) 栄養改善

ア 給食施設指導

給食施設における栄養管理の充実及び食育を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施する。

今年度は、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、給食施設における災害時の食の備えに関する研修会を開催する。

イ 栄養成分表示、誇大表示に関する指導

食品製造者・販売者等に対し、栄養成分表示・誇大表示等が適正に実施される様相談・指導を行い、食品表示法、景品表示等を管轄する関係部署と連携し、量販店等の一斉監視を実施する。

また、今年度は食品表示基準の経過措置期間の最終年度のため、食品製造者・販売者等に対し、講習会を開催し、新表示基準への移行を図る。

ウ 人材育成

市栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士会に対して研修会等を行い、人材育成に努める。

9 健康被害に関する対策

(1) 石綿（アスベスト）健康被害対策

石綿（アスベスト）健康被害に関する相談については、必要に応じて専門相談機関や医療・検査機関の紹介等を行う。また、労働災害補償等の対象とならない健康被害者に対する救済給付の申請を受け付ける。

(2) 光化学スモッグ（オキシダント）による健康被害対策

光化学スモッグに係る健康被害発生時における健康被害状況の把握、応急処置等を適切に講じる。また、必要に応じて近隣の市町と連携し、初期に迅速かつ適切な措置を講じるよう市及び地区医師会等の協力を得るとともに、救護体制を整える。

なお、重症患者の発生及び集団発生した場合には、速やかに光化学スモッグ保健活動班を編成し、現地調査及び被害者に対する保健指導を行う。

(3) 森永ひ素ミルク患者対策

（公財）ひかり協会と協力し、訪問指導・各種サービスの情報提供や利用支援を行う。

10 感染症対策

(1) 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）等に基づき患者等の人権に配慮し、関係機関と連携し迅速かつ的確な、感染の拡大防止及び感染予防に努める。

また、感染症発生動向調査によるインフルエンザ等感染症患者の発生状況の把握、関係機関への情報の還元、机上演習等を行い、初動体制を始めとした防疫体制の充実を図る。

(2) 結核対策

「感染症法」に基づき患者管理の徹底及び接触者への健康診断を行うとともに、医療機関と

の連携を強化し、結核患者に対する適正な医療の確保を図り、結核のまん延を防止する。

結核対策特別促進事業では、結核の定期健康診断等の着実な実施を図るため、地域住民に対する講演会及び健康教育等により、結核予防思想の普及啓発、直接服薬確認療法（DOTS）の推進などを行い、地域の実情に応じた結核対策を推進する。

【江田島市結核新登録患者数の状況】

（単位：人）

区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年
新登録患者数	8	7	1
り患率(人口 10 万対)	34.0	29.0	4.1

（３）エイズ予防対策

患者・感染者等へのプライバシーに配慮した相談や検査等の事業を実施するとともに、キャンペーン等によりエイズに関する理解を深めるための普及啓発を実施する。

（４）梅毒対策

梅毒感染者を早期に発見し、早期に適切な治療へ結びつくよう、プライバシーに配慮した相談や検査等の事業を実施する。

（５）肝炎対策

B型・C型肝炎ウイルス持続感染者を早期に発見し、早期に適切な治療に結びつくよう、肝炎ウイルス検査を実施し、陽性者については、市と連携して保健指導を行う。

また、ウイルス性肝炎治療費の助成及びウイルスによる肝がん及び重度肝硬変の患者の入院医療費の助成に係る相談・申請受付を行い、肝炎治療についての不安の軽減に努める。

【管内(呉市及び江田島市)肝炎治療受給者証申請状況】

（単位：件）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
申請数	305	317	338
交付数	305	315	338

※管外の申請件数は除く。平成30年度から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業開始

1 1 精神保健福祉対策

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、入院医療中心から地域におけるケアを中心とする体制の推進が図られている。市における精神障害者の自立と社会参加に向けた事業と連携を図り、精神障害者に対する人権に配慮した適切な医療等を確保するために、事業を実施する。

（１）医療対策

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置や、精神科病院の実地指導、入院者の病状審査及び入院状況調査を行う。

（２）精神保健対策の推進

ア 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

精神科医師による専門相談、同行訪問及び保健師による家庭訪問、面接・電話相談等を実施する。また、近年増加しているひきこもりに関する相談・家庭訪問等も併せて実施する。

【相談指導実施状況】

（単位：人）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
実人員	35	31	41
延人員	70	73	78

イ 精神保健福祉緊急対応に係る地域連絡会議・検討会

精神障害者の医療及び保護を行うための緊急対応等について、関係者が共通認識を持ち、

適切に対処するため、関係機関による連絡会議・検討会を開催する。

ウ 自殺予防対策推進事業

様々な問題が複雑に関係している自殺やうつ病等について、正しい知識の普及を図り、こころの健康づくりに努めるとともに、ゲートキーパーとしての役割を担う地区組織等を対象に研修会を開催し、関係機関の連携による自殺予防対策を推進する。

エ 精神障害者地域移行支援事業

病院関係者と地域関係者が連携し、措置入院者等が退院した後の支援体制を検討し整備する。

オ 関係機関との連携

精神障害者の地域生活を推進するため、地域の保健・医療・福祉の関係者が連携し、精神障害者の支援システムや事例等の検討を行い、円滑に支援する。

(3) 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で、重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき、関係機関と連携を図りながら処遇の検討をする。

1.2 難病対策等

(1) 指定難病患者及び小児慢性特定疾病の医療費助成事業

難病のうち、治療が極めて困難であり、医療費も高額である厚生労働大臣が定める指定難病（331疾病）に罹患した患者及び病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる小児慢性特定疾病（756疾病）に罹患した患者に対し、医療費を公費負担することにより、患者及びその家族の負担の軽減を図る。

【江田島市の指定難病及び小児慢性特定疾病の承認件数】（単位：件）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
指定難病	173	190	205
小児慢性特定疾病	18	16	16

(2) 難病相談事業

患者及びその家族の不安の解消や負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉等に係る相談を行い支援する。

(3) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者に対し、各種サービスの効果的な提供を行うため、市保健師、ホームヘルパー等の関係者と連携を図り、訪問指導等により安定した療養生活の確保を図る。

1.3 母子保健対策

子どもの心身の健やかな成長を図るため、技術的・専門的・広域的な事業として、長期療養児の療育相談指導等専門的母子保健サービスを実施するとともに、一次的保健サービスを実施する市の支援に努める。

(1) 心身障害児支援

疾病等により長期に療養を必要とする児童及び専門的な経過観察の必要がある児童に対し、関係機関と連携を図り、健やかな発育のために相談、または訪問等で状況に応じた支援を行う。

(2) 不妊検査費等助成事業

不妊を心配する夫婦が希望する妊娠・出産を実現するためには、早期に適切な治療を開始することが重要であるため、夫婦で不妊検査・一般不妊治療を受けた場合の費用の一部を助成することにより、早い段階から、不妊症の原因を検査し、その結果に応じて適切な治療を

始めることを促し、もって子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。

【不妊検査費等助成事業申請件数】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
実件数	71	66	37

(3) 不妊治療支援事業

不妊に悩む夫婦等に不妊専門相談センターを紹介するとともに、不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

【不妊治療支援事業申請件数】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
実件数	7	11	15
延件数	12	22	26

1 4 食品衛生対策

県が策定した「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）」に沿って、関係機関と連携を図りながら、食品の製造、加工、流通、販売の各段階における安全、安心を確保する対策に取り組む。

食品営業施設や集団給食施設の自主衛生管理体制の確立に向け、衛生講習会の実施、食中毒関係情報の周知など情報提供や技術的支援、助言等を行う。

また、江田島市食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導等食品業界の自主管理活動を支援する。併せて、消費者に対し、食品の安全・安心に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

管内では、生かきの生産が盛んであるため、10月～翌年3月のシーズン中は、かき作業場の重点的な立入検査・収去検査を実施し、かきによる衛生上の危害の未然防止を図る。

(1) 監視指導

広島県食品衛生監視指導計画に基づいて、食品関係施設の監視指導を充実・強化するとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止、不良食品の排除等を行う。

【食品衛生監視指導実績】

(単位:件)

区 分	食品関係施設数		監視指導件数	
	許可を要する施設	許可を要しない施設	許可を要する施設	許可を要しない施設
平成 30 年度	493	474	442	898
平成 29 年度	508	476	538	992
平成 28 年度	504	465	490	988

(2) 食中毒予防対策

広島県食中毒予防月間（7月～8月）中に広報活動や衛生講習会等を実施し、食中毒発生の防止に努める。

1 5 生活衛生対策

管内において狂犬病が発生した際の迅速かつ的確な対応を確保するため、江田島市及び安芸郡 4 町の狂犬病予防担当課並びに県獣医師会安芸支部が開催する連絡会議に広島支所と共に出席し、広島県狂犬病対応マニュアルに基づく対応について確認を行うとともに、狂犬病予防における最新の知見について情報提供を行う。

16 薬事対策

(1) 医薬品等対策

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局・店舗販売業等に立入検査を実施し、医薬品等の管理状況等について法令の遵守状況の監視指導を行う。また、医薬品の収去検査を実施し、不良医薬品等を排除する。

いわゆる「健康食品」による健康被害の発生を未然に防止するため、販売店における販売方法、広告及び表示等について、監視指導を実施する。

医薬品のより良い使用の推進のため、薬局に対し「薬局業務運営ガイドライン」の遵守及び患者への医薬品情報の提供の励行を指導する。

【医薬品関係立入検査実績】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
許可施設数	33	34	36
立入検査件数	53	57	21

(2) 毒物・劇物対策

毒物・劇物による危害の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業施設及び毒物劇物を業務上取り扱う場所に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理等について法令の遵守状況の監視指導を行う。

【毒物劇物関係立入検査実績】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
登録施設数	19	21	23
立入検査件数	24	34	21

(3) 麻薬・向精神薬・覚せい剤・大麻・けし対策

ア 立入検査等

医療機関及び薬局等に立入検査を実施し、麻薬・向精神薬の保管、管理、記録等について、法令の遵守状況の監視指導を行う。

また、薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員呉地区協議会、警察、海上保安部及び税関支署等と共同で街頭キャンペーンを実施し、あわせて薬物乱用防止講習会等を通じて、住民への啓発に努める。

【麻薬関係立入検査実績】

(単位:件)

区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年
麻薬取扱施設数	312	317	323
立入検査件数	174	110	41

イ 大麻・けし対策

「自生けし撲滅運動(4～6月)」及び「不正大麻・けし撲滅運動(5月、6月)」に合わせ、管内を巡回して自生・不正けしを除去するとともに、ポスター・市広報誌等を活用して、住民への啓発に努める。

【自生けしの除去状況】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
除去件数	13,643	8,443	4,963

(4) 献血の推進

管内の献血推進協議会及び事業所等に対して、400ml献血及び成分献血への積極的な参加を

呼びかけるとともに、ポスター等を活用して住民への献血思想の普及に努める。

【江田島市の献血状況】

(単位:人)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
献血者数	813	1,082	1,018

17 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じんに加えて、自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県条例の規制対象の工場・事業場に対し、定期的に立入検査を実施する。

【大気汚染関係立入検査等実績】

(単位:件)

区 分	大気汚染防止法・県条例対象		立入検査	
	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数
平成 30 年度	42	143	45	185
平成 29 年度	44	149	24	120
平成 28 年度	44	150	21	165

また、大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が基準を超えたときは、情報、注意報、または警報を発令し、主要7工場・事業場に対し、ばい煙排出量等の削減要請を行うこととしている。

【光化学オキシダントに係る緊急時発令状況】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
呉地区	0	0	4
広地区	0	1	4

(2) フロン対策

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」では、オゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収等の実施を確保するための措置として、フロン類充填回収業者の登録制度等を定めている。

また、平成27年4月から、特定製品管理者による機器及びフロン類の適切な管理等が義務付けられた。

登録事業所に対し定期的に立入検査を実施するとともに、特定製品管理者に対し管理者としての責務について啓発を行う。

【第一種フロン類回収業者登録数】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
登録事業者数	17	15	16

(3) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の主な原因は、工場・事業場排水及び家庭排水等である。

水質汚濁防止法、県条例の規制対象となる工場・事業場、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可工場・事業場に対し、定期的に立入検査を実施する。

【水質汚濁防止関係立入検査等実績】

(単位:件)

区 分	工場・事業場数		立入検査数
	水質汚濁防止法・ 県条例対象	瀬戸内海環境保全 特別措置法対象	
平成 30 年度	125	2	30
平成 29 年度	123	2	34
平成 28 年度	122	2	39

(4) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設は、1工場・事業所(3施設)であり、定期的な立入検査を実施する。

イ 化学物質対策

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(「PRTR法」)及び生活環境の保全等に関する条例に基づき、自主管理マニュアルの策定指導等を行う。

ウ 土壌汚染防止対策

土壌汚染対策法の円滑な施行を図るため、許可・届出指導の徹底、区域の指定及び立入検査を行う。

(5) 地球温暖化対策

「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー・省資源行動、廃棄物の減量化、グリーン購入等の促進に努め、温室効果ガスの排出削減を図る。

(6) 環境教育・学習の推進

県民の環境に対する関心と理解を深めるため、環境学習教材の貸出し等を行う。

18 廃棄物対策

(1) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の適正処理、施設の維持管理等の指導として、産業廃棄物処理業者、建設業者、産業廃棄物処理施設等に対し立入検査するとともに、産業廃棄物の抜取り検査及び埋立処分場の放流水の水質検査を実施する。

また、国道487号において、関係機関と合同で産業廃棄物運搬車両検査を行うほか、不法投棄監視のため、船舶によるシーパトロール及びランドパトロールを実施する。

【産業廃棄物関係立入指導等状況】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
総調査検査数	55(87)	53(103)	82(133)

* ()内は、延べ検査数

【県外産業廃棄物の県内搬入状況】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
事前協議受付数	0	1	1
事前協議承認数	0	1	1

(2) PCB対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に基づく法律」に基づく保管・処分状況の年度報告を受け、確認調査及び処理期限内に処分するよう指導を実施する。

【ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管・処分状況報告受付状況】

(単位:件)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
保管事業者数	12	18	22

(3) 自動車リサイクル対策

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(「自動車リサイクル法」)に基づく登録・許可業者等に対し、立入調査を行う。

【自動車リサイクル法 登録・許可状況(年度末の状況)】

(単位:件)

区 分	引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破壊業者数
平成 30 年度	3	1	0	0
平成 29 年度	3	1	0	0
平成 28 年度	12	1	0	0